

保護者様

滋賀県立河瀬高等学校

令和2年度奨学のための給付金の申請についてのご案内

令和2年度「奨学のための給付金」の申請を受け付けます。

裏面の「奨学のための給付金 対象確認シート」で給付の対象となるかご確認いただき、対象となる場合は、本校ホームページおよびまちこみに詳細が記載された案内チラシを掲載していますので、該当する案内チラシをご覧ください。

なお、ご不明な点等ございましたら、本校事務室までお問い合わせください。

記

「奨学のための給付金」とは

○授業料以外の教育費を支援する制度です。返済する必要はありません。

○授業料を支援するための「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。そのため、別々に申し込みを行う必要があります。

対象者

○保護者が滋賀県内にお住まいで、保護者の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税世帯)または非課税世帯に相当すると認められる世帯。

申請内容

①一部早期給付

奨学のための給付金は、通常、年1回申請による年額での一括給付ですが、令和2年度に入学された新入生に限り希望される方には年額の一部(4月から6月分相当額)を前倒して支給します。

②年額給付・7月～翌3月分支給

年額給付は在校生(令和2年度新入生以外)または令和2年度新入生で、給付金の年額一括給付を希望する方(一部早期給付を申請していない方)が対象になります。

7月～翌年3月分支給は令和2年度新入生で、一部早期給付の申請をされた方(早期給付の申請とは別に、申請手続きの必要があります。)が対象になります。

③家計急変世帯への支援

保護者等の失職などの家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる場合は、家計急変世帯への支援として支給の対象になります。

申請方法

○申請を希望される方は事務室まで申し出てください。後日、申請様式一式をお渡しします。

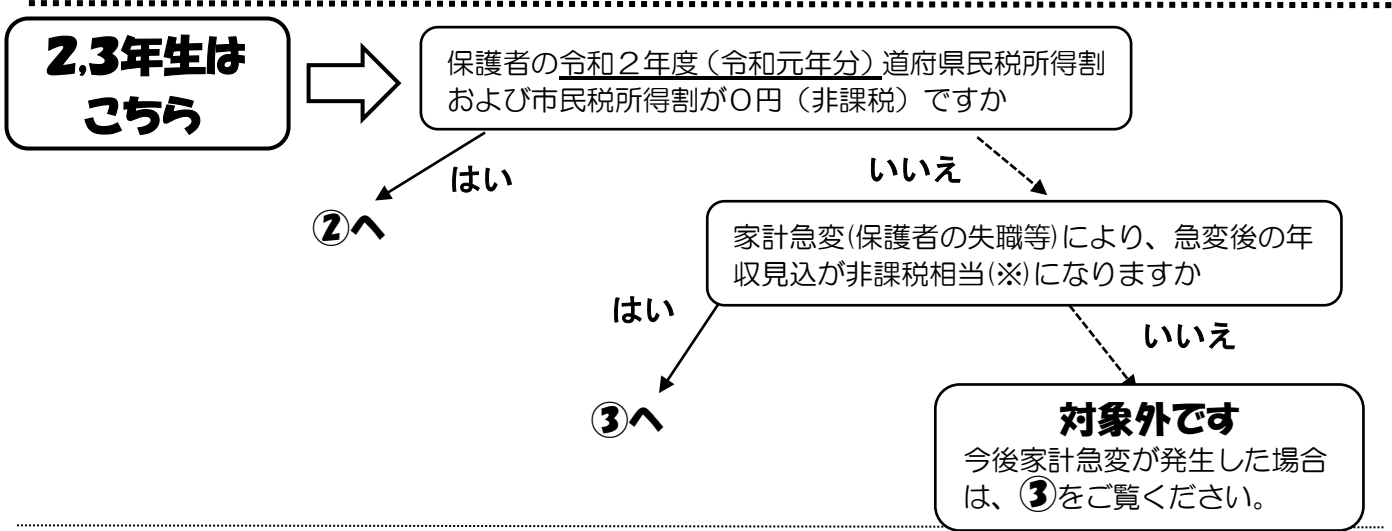
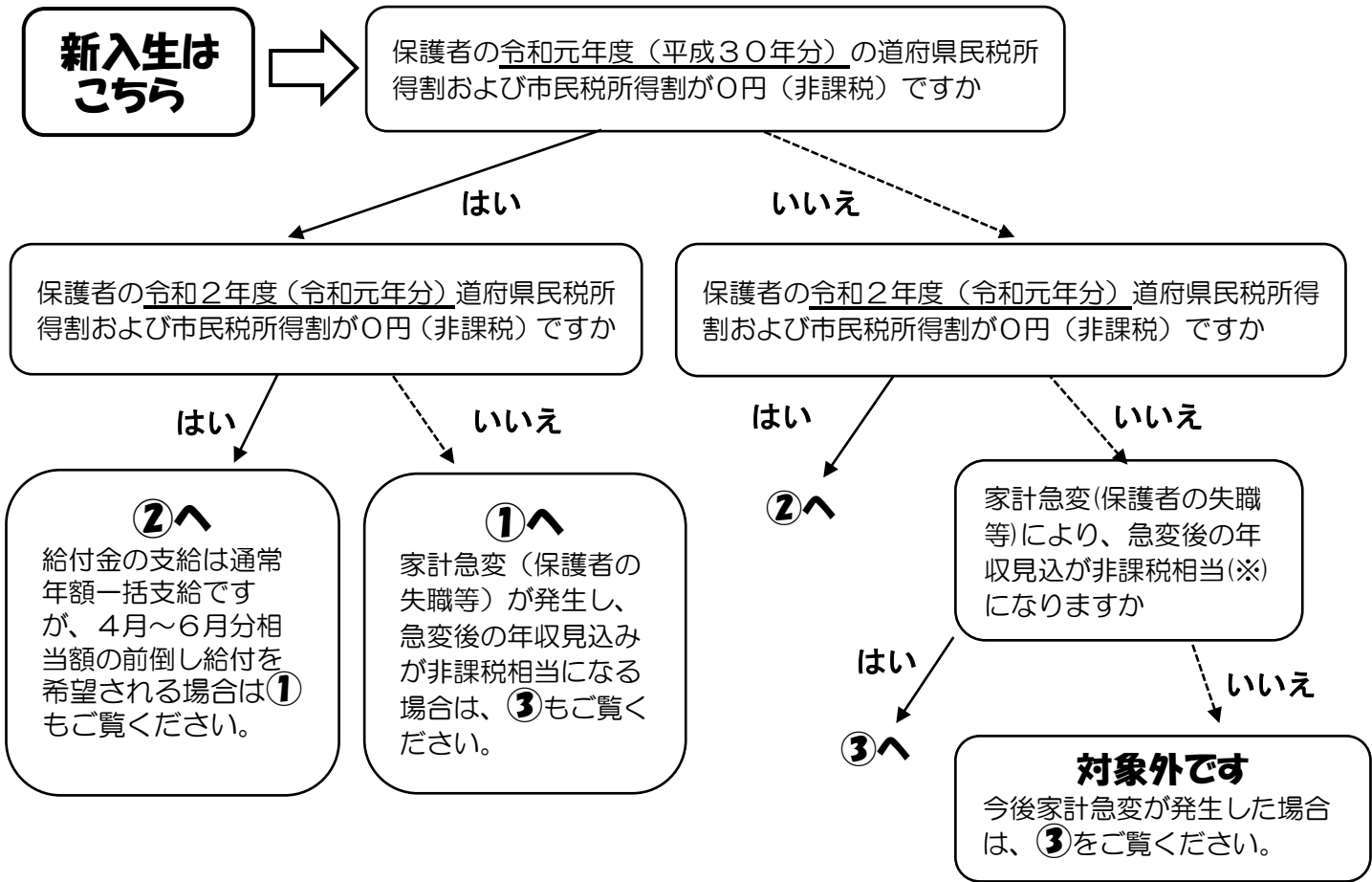
○申請受付期間 ※申請内容により異なります。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ①早期給付 | このご案内以降、令和2年6月30日まで |
| ②年額支給・7月～翌年3月分支給 | 令和2年7月1日～令和2年7月31日 |
| ③6月以前の家計急変 | 令和2年7月1日～令和2年7月31日 |
| 7月以降の家計急変 | 令和2年7月1日～随時 |

滋賀県立河瀬高等学校
事務室 担当：伊藤
TEL(0749)25-2200
FAX(0749)28-2935

奨学のための給付金 対象確認シート

以下の質問事項に、はい、いいえ でお答えいただき、該当を確認してください。



詳細については、本校ホームページおよびまちこみに掲載の下記資料にてご確認ください。

- ① 奨学のための給付金 一部早期給付のご案内
- ② 奨学のための給付金のご案内（年額支給・7月～翌年3月分支給）
- ③ 奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

（※）非課税相当に該当する年収のめやす

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

令和2年度 ① 奨学のための給付金 一部早期給付のご案内

(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給を受けるには申請手続きが必要です。
- 高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2 一部早期給付とは

- 奨学のための給付金は、通常、年1回申請による年額での一括給付ですが、令和2年度に入学された**新入生に限り希望される方には年額の一部（4月から6月相当額）を前倒しで支給**します。
- 支給時期は8月末を予定しています。 ※審査状況により遅れる場合があります。
 ※7月から翌年3月相当額の支給を受けるには、別途申請手続きが必要になります。（7月から受付予定）
 ※年額での一括給付を希望される方は、通常申請（7月から受付予定）にて申請手続きをしてください。年額一括の支給時期は11月下旬～12月頃を予定しています。

3 対象者

令和2年4月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する**新入生**の高校生等がいる世帯
- 生活保護（のうち生業扶助）を受給しているか、令和元年度（平成30年分）の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）**の世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること）
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる）

(注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条第1項第4号に規定する保護者等

4 支給額

世帯区分		課程		年額	早期支給額 （※2）
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制		32,300円	8,075円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制・定時制	一人目	84,000円	21,000円
			二人目以降（※1）	129,700円	32,425円
		通信制		36,500円	9,125円
③	非課税世帯 （生活保護世帯含む）	専攻科		36,500円	9,125円

※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

- ・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者（生年月日が平成9年4月3日～平成17年4月2日の者）
- ・23歳以上の高校生等

※2 早期支給額は年額の4分の1（4月から6月相当額）となります。

5 申請方法・必要書類

○申請期限 **令和2年6月30日(火)**までに申請してください。
(期日を超える場合は7月に通常申請をしてください。その場合は年額支給となります。)

○申請方法 各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。
申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

必要書類	世帯区分		②非課税世帯 (①を除く)		③非課税世帯 (生活保護世帯含む)	
	① 生活保護世帯	全日制・定時制・通信制	全日制・定時制 一人目	全日制・定時制 二人目以降	通信制	専攻科
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書 (様式第1号その1)	○		○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書(原本) ・令和2年4月1日以降に福祉事務所が発行したもので、 令和2年4月1日現在生業扶助が措置されていること がわかるもの	○					
3. 保護者等の課税額を確認できる書類 ・次のア、イのいずれかを提出してください。 ア 保護者等全員の 令和元年度(平成30年分) 課税証明書等 イ マイナンバー貼付台紙(他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。)			○	○	○	○ ※イは提出できません
4. 健康保険証の写し(1.の申請書に添付欄があります) ・対象生徒本人のものは必ず添付してください。 ・15歳以上(中学生除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹および23歳以上の高校生等がいる場合は、その兄弟姉妹のものも添付してください。			○	○	○ ※本人のみで可	○ ※本人分のみで可
5. 扶養誓約書			4.で添付した保険証が国民健康保険の場合に提出してください。			
6. 在学証明書 ・保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合に、その者について学校で証明を受けてください。				○ ※23歳以上の高校生がいる場合		
7. 世帯全員分の住民票記載事項証明(原本) ・続柄入りで、世帯全員が記載されているもの			・4.で添付した保険証が国民健康保険の場合で、保険証の世帯主が保護者等以外の場合に提出してください。 ・3.でイを提出する場合で、H31.1.1日時点とR2.4.1時点で住所が異なる場合は提出してください。			
8. 口座振込依頼書、通帳の写し ・申請者名義の普通口座を指定してください。	○		○	○	○	○
9. 委任状	○		○	○	○	○
10. 個人対象要件証明書						○

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。
※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

6 Q&A

- **申請すれば必ずもらえるの?** → 予算の範囲内で支給しますので、多くの方から申請いただき予算の上限に達した場合は、支給がなされないことや募集を中止することがあります。
- **7月以降分はいつもらえるの?** → 11月下旬~12月頃を予定しています。7月から受付を開始しますので必要書類をそろえて申請してください。なお、7月以降分については7月1日時点の支給要件を満たす必要がありますので、早期給付された方が7月以降分も必ず支給されるものではありません。
- **祖父母と一緒に暮らしているが祖父母の収入も関係するの?** → 親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。その場合祖父母は含みません。

7 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校
 県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 修学支援係
 電話：077-528-4587
 mail：ma0905@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。
 在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。

② 奨学のための給付金のご案内 (年額支給・7月～翌年3月分支給) (高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給を受けるには申請手続きが必要です。
- 高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

2 対象者

令和2年7月1日現在において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 生活保護(のうち生業扶助)を受給**しているか、**令和2年度(令和元年分)道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税)**の世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
 - ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
 - ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
 - ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。
- (注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条第1項第4号に規定する保護者等

3 支給区分について

次の①または②の該当する区分で申請してください。（申請書に該当区分のチェック欄があります。）

① 年額支給

- 対象となる高校生 ▶ **在校生**（令和2年度新入生以外）
▶ **令和2年度新入生で、給付金の年額一括給付を希望する方**（一部早期給付を申請していない方）

② 7月～翌年3月分支給

- 対象となる高校生 ▶ **令和2年度新入生で、一部早期給付の申請をされた方**
※早期給付の申請とは別に、7月～翌年3月分の申請手続きが必要になります。

4 支給額(※1)

世帯区分		全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護世帯		32,300円	32,300円	36,500円
② 非課税世帯 区分①を除く	1人目	84,000円	36,500円	
	2人目以降(※2)	129,700円		

※1 7月～翌年3月分の支給額については、7月1日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。

※2 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者（生年月日が平成9年7月3日～平成17年7月2日の者）
・23歳以上の高校生等

5 募集時期・必要書類

●募集時期 令和2年7月から募集開始

学校からの案内に基づき、学校の締め切りまでに申請してください。

●申請方法 各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

必要書類	世帯区分	①	②非課税世帯 (①を除く)		③非課税世帯 (生活保護世帯含む)
		生活保護世帯	全日制・定時制		専攻科
			全日制・定時制・通信制	一人目	
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書 (様式第1号その1)		○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書(原本) ・令和2年7月1日以降に福祉事務所が発行したもので、 令和2年7月1日現在生業扶助が措置されていること がわかるもの		○			
3. 保護者等の課税額を確認できる書類 ・次のア、イのいずれかを提出してください。 ア 保護者等全員の 令和2年度(令和元年度) 課税証明書等 イ マイナンバー貼付台紙(他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。)			○	○	○ ※イは提出できません
4. 健康保険証の写し(1.の申請書に添付欄があります) ・対象生徒本人のものは必ず添付してください。 ・15歳以上(中学生除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹および23歳以上の高校生等がいる場合は、その兄弟姉妹のものも添付してください。			○	○	○ ※本人分のみで可
5. 扶養誓約書			4.で添付した保険証が国民健康保険の場合に提出してください。		
6. 在学証明書 ・保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合に、その者について学校で証明を受けてください。			○ ※23歳以上の高校生がいる場合		
7. 世帯全員分の住民票記載事項証明(原本) ・続柄入りで、世帯全員が記載されているもの			・4.で添付した保険証が国民健康保険の場合で、保険証の世帯主が保護者等以外の場合に提出してください。 ・3.でイを提出する場合で、R2.1.1日時点とR2.7.1時点で住所が異なる場合は提出してください。		
8. 口座振込依頼書、通帳の写し ・申請者名義の普通口座を指定してください。		○	○	○	○
9. 委任状		○	○	○	○
10. 個人対象要件証明書					○

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

6 Q&A

- **申請すれば必ずもらえるの?** → 予算の範囲内で支給しますので、多くの方から申請いただき予算の上限に達した場合は、支給がなされないことや募集を中止することがあります。
- **いつ頃もらえるの?** → 11月下旬～12月頃を予定しています。審査状況により遅れる場合があります。
- **祖父母と一緒に暮らしているが祖父母の収入も関係するの?** → 親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。その場合祖父母は含みません。

7 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 修学支援係

電話：077-528-4587

mail：ma0905@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。

在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。

③ 奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

(高校生等奨学給付金)

1 奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得の世帯の保護者等に対し、返還の必要がない「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給対象となるのは、保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の世帯（＝非課税世帯）ですが、保護者等の失職など家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる場合は、家計急変世帯への支援として支給の対象となります。

2 対象者

基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等（注）

基準日：6月以前の家計急変は令和2年7月1日

7月以降の家計急変は申請日の翌月（申請日が月初めの場合は申請月）の1日

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯
- 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税相当であること。）
※支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。
※災害などに起因しない離職（定年退職等）は対象となりません。

《所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例》

世帯構成	収入見込
3人世帯	2,214,286 円未満
4人世帯	2,714,286 円未満
5人世帯	3,214,286 円未満

※裏面の提出書類をもとに、家計急変発生後の年収見込額を推計します。

※この表はあくまでも収入の目安であり、個別に判定します。

・この表の世帯人数とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計を言います。（生徒の祖父母等と一緒に生活していても、本人の扶養親族でない場合は世帯人数に含みません。）

・生徒の祖父母等と一緒に生活していても、高校生等に親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。（祖父母の収入は含みません。）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
- ・生活保護（生業扶助）を受給している
- ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費が支弁されている
- ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）を受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。

(注)保護者等とは、高等学校就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条第1項第4号に規定する保護者等

3 支給額

6月以前の家計急変による支給額は下記の表の額となり、7月以降の家計急変による支給額は申請日より算出した額（表の下※2参照）となります。

区分		支給額
全日制	一人目	84,000円
定時制	二人目以降（※1）	129,700円
通信制・専攻科		36,500円

※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者 ・23歳以上の高校生等

※2 7月以降の家計急変による申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

（例）全日制1人目の場合で9月申請 → 84,000円×6月（10月～翌年3月）／12月＝42,000円

4 申請方法・必要書類

○申請受付 6月以前の家計急変：令和2年7月1日（水）～学校の締め切りまで
7月以降の家計急変：令和2年7月1日（水）から随時

※申請時期により支給額が異なります。

※7月以降の家計急変の申請受付終了時期は滋賀県ホームページに掲載します。

○申請方法 必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出してください。**

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

○必要書類 次の①～⑤の全ての書類をそろえていただく必要があります。

①奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（様式第1号その2）

※保護者の扶養状況を確認する際に、必要な方には扶養誓約書、在学証明書、世帯全員分の住民票記載事項証明書を添付していただく場合があります。

②家計急変の発生事由を証明する書類

家計急変の事由や時期がわかるものを提出してください。

（例）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始決定通知書、廃業等届出 など

③家計急変前後の収入を証明する書類

家計急変前の収入状況が確認できる書類と、家計急変後の収入が見込める書類を提出してください。

（例）課税証明書の写し等（家計急変前）、直近（家計急変前後）の給与明細3ヶ月分、会社作成の給与見込み、税理士または公認会計士の作成した証明書、年間収支見込計算書（県教委様式） など

※ご提出いただく書類は個別事情により異なりますので事前にご相談ください。

④保護者等の扶養親族の人数および年齢を確認する書類

（例）扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 など

⑤口座振替依頼書、通帳の写し、委任状、個人対象要件証明書（専攻科のみ）

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

5 提出先・問合せ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校

県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 修学支援係
電話：077-528-4587
mail：ma0905@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に在学している生徒がいる場合は、滋賀県私学・県立大学振興課で実施します。
在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。